

令和元年度第2回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和元年10月24日（木）10：00～11：30

2. 場 所：エコ計画浦和ビル 3階 西会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

青木 宏之	埼玉運輸支局
赤木 悦治	埼玉交通運輸労働組合
伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大野 政子	利用者家族
上高原 裕一	保健福祉局福祉部障害支援課
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
坂口 真樹	保健福祉局長寿応援部介護保険課
高橋 敏朗	社会福祉法人ハッピーネット
蓮見 実	浦和区健康福祉部保健センター
町田 孝良	保健福祉局福祉部
雪竹 伯宏	特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

大堀 充雄	子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
柳 政男	埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 ぐりと
- ・ 社会福祉法人 育成会
- ・ 社会福祉法人 邑元会
- ・ 特定非営利活動法人 ユーフォリア

3 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

4 閉 会

【配付資料】

- 令和元年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和元年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和元年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ぐりと）
- 資料2 更新登録申請書（社会福祉法人 育成会）
- 資料3 更新登録申請書（社会福祉法人 邑元会）
- 資料4 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ユーフォリア）
- 資料5 軽微な事項等の変更について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ぐりーと）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ぐりーと 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

事業者 当団体の問題点は、運転者の高齢化です。一番の年配者はもう70歳を超えています。高齢者の事故などが言われている中で、運転者本人とも話をしていますが、本人は五体満足で頭も衰えていないということで80歳までやらせて欲しいとっています。ただ私としては、自分も含めて、運転者全員が高齢者となっていますので、その点が気がかりとなっています。従業員には1人40代の女性がありますが、これを後継者として代替わりということも考えているところです。

伊藤委員 活動内容について教えていただきたいのですが、今、利用者の方が、5人ということで名簿に書かれています。この方々は皆障害者の福祉サービスも利用していて、なおかつ福祉有償運送を利用しているということでしょうか。

事業者 はい。私どもは障害者福祉サービスと地域生活支援の二つを本業としてやっています。連動するサービスの中で移送に関するサービスについても実施する必要があり、福祉有償運送の登録に至ったものです。会員はすべて障害者の方です。

伊藤委員 普段の利用者さんはこの5人の方以外に福祉有償運送は利用していないけれども障害福祉サービスを利用しているという方は他にもたくさんいらっしゃいますか。

事業者 トータルで約15人ぐらいです。移動については、例えば軽い知的の方で、公共交通機関の切符を買うことについて少し見守ってあげればできるといった方もいます。特に歩けない方や、重度の方で公共交通機関の利用が困難な方を対象としています。

伊藤委員 先ほどお話いただいた問題提起のところ、高齢化の問題で引退するのかわどかという話がありましたが、若いスタッフさんがいらっしゃってその方々が、講習を受ければ運転者になれるとか、そういったような可能性と

いうのはありますか。

事業者 それはあります。ただ従業員も、子育てをしていたりで、最近の事情はわかりませんが、講習には当時2日間必要となっていたため、その2日が中々取れないといった事情もあり、今のところはなかなか進展していないのが現状です。資格を持っている者は現在の3人以外は、今のところないというのが現状です。

伊藤委員 候補者はいらっしゃるが、すぐにそういうことをやってくださる方は見つかっていないということですね。

事業者 はい。

赤木委員 運行管理の関係ですが、運転者の高齢化ということで伺いましたが、日頃の健康管理などは、主に自己申告ですか。

事業者 はい。ほかに、アルコールについては運転前夜は当然、次の日は運転することがわかっていますので遅くとも7時ぐらいには切り上げるようにと指導はしています。

赤木委員 アルコールチェッカーは使用していますか。

事業者 ありません。

○特定非営利活動法人 ぐりーと 退室

○特定非営利活動法人 ぐりーとの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 育成会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 育成会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

高橋委員 旅客の名簿では皆様要介護という方ですが、こういった目的でご利用されていますか。

事業者 当法人では介護保険の利用者を対象としまして、ご利用いただいておりますが、やはり病院に通院に行かれる方が多く、いろいろな病院に送迎をするといった形をとらせていただいております。

青木委員 今のお話で、通院されるというのは、自宅から病院に行かれる送迎を手伝

っているということでしょうか。

事業者

はい。

青木委員

対価の設定が時間制のみの設定になっていて、30分で1300円ということですが、距離制の設定は特にしていないということでしょうか。

事業者

はい。

青木委員

病院まで行き、終わるまでそこで待って、乗せて帰ってくるという形態でしょうか。

事業者

基本的には一度お送りしてから、事務所の方へ一旦戻ります。受診が終わり次第ご連絡を事務所へいただいて、また迎えに行っています。

青木委員

それがだいたい30分刻みぐらいでの利用になるということですね。

事業者

はい。

青木委員

単純にタクシー等と比較した場合に、利用者の方々にとってメリットやデメリットがわかりづらいと思いますが、金額はご自宅へ迎えに行く場合は1300円に迎車料金が必ずかかるわけですね。

事業者

介護保険でやっておりますので範囲が大体決まっています。呼ばれたらどこでも行けるわけではなく、あくまでも大宮区管内の利用者、大宮区内の病院という想定で動いておりますので、だいたい30分を超えることはないと考えています。

青木委員

時間制の設定としていますが、病院で待つわけではなく、送って、終わったらまた迎えに行くということですね。金額については、例えば介護タクシー等と比較し、利用者さんが選択するというところで、基本、迎車料金がつくから必ず1500円を支払うということですね。

事業者

はい。

青木委員

車両数が3両ということですが、車の数は足りていますか。お客さんの要望と比較していかがですか。

事業者

現状ですと、2名重なってご依頼いただくことはございますが、3名重ねてのご依頼はここ直近ではありません。3台あれば、車の数は足りています。

伊藤委員

介護保険を利用している方で大宮区内だけということですが、福祉有償運送自体は、介護保険を利用していない方でも利用できる制度となっていま

す。介護保険の利用者以外からのご相談だとか、地域包括支援センターさんから、普段は利用してない方だけ送迎頼みたいとか、そのようなご用命はありますか。

事業者 介護保険の認定をまだ受けていられない方で介護保険の認定をこれから受けるという方も、まだ認定が下りていない段階でご利用いただいていることは実際にございます。

伊藤委員 その方々は、ほぼ必ずヘルパーステーションを利用することになる方ということですね。

事業者 はい。そのような話の流れのもとで、こちらでお受けするというふうにさせていただいております。

伊藤委員 介護保険的には身体介護でもう一人付き添ってらっしゃるというイメージでしょうか。それとも通院等乗降介助でやってらっしゃるのでしょうか。

事業者 通院等乗降介助が多いです。ごくまれに通院前に、ご自宅での介助をしてから、通院介助ではない形で福祉有償運送だけという形でご利用される方も中にはいらっしゃいます。

○社会福祉法人 育成会 退室

青木委員 運転者の名簿を見ると全員が2種免許を持っています。2種免許の取得は福祉有償運送の運転者講習を受ける以上に、教習所に通う必要があるなど、厳しい。前の団体と比較すると運転者の高齢化など、状況が大分違うように思います。また、対価について、前の団体は安すぎないかと聞こうかと思っていたのですが、運転者の方が高齢で代替わりも考えているということも言われていたので、あえて聞きませんでした。こういった、若い人材を雇用して福祉有償運送事業をやるにはそれなりの金額を取らないと、難しい。あくまで団体の方針になりますので、NPO 法人という非営利の団体と社会福祉法人という団体のそもそもの方針が違いますが、安全性がある程度担保されている団体に、介護保険の方だけではなく、他の人も受入れていただくような術があると良いと思います。運転者の高齢化はタクシーやバス、トラック業界でも非常に問題になっていることでもありま

す。この団体は運転者の年齢も若く、2種免許を取得している方が、運転者となっているのが非常に特徴的だと思います。このようにしていくためには、対価もそれなりに取らないとやっぱりやっていけないのではと感じました。

○社会福祉法人 育成会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 邑元会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 邑元会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 旅客の名簿に記載されている方は、これはご自宅から施設に、移送するよ
うな形でしょうか。

事業者 そういう方もいらっしゃいますが、基本自宅から、外出先へ行くことが多
いです。

日吉代理 桜区と緑区にそれぞれ事務所を設け、旅客の名簿や運転者、運行管理体制
もそれぞれ設けていただいておりますが、例えば桜区の事業者の人員がい
っぱいだから、緑区から応援に行くようなことはあるのでしょうか。

事業者 ほとんどありません。桜区と緑区は離れておりますので、すぐに対応す
ることが難しくなっています。事前に分かっている、ということに対応する
ということはありませんが、基本的にはありません。

日吉代理 名簿に掲載されている利用者の数に対して車両の数が少ないと感じまし
た。

事業者 名簿掲載者は全員が常に利用されているのではなく、生活サポートを利用
している方達の名簿でもありますので、その中に福祉有償運送を利用して
いる方がいるという形です。

青木委員 社会福祉法人の所在そのものは深谷市ということですか。

事業者 はい。

青木委員 福祉有償運送はさいたま市で生活サポートの指定を受けて、生活サポート
の一環で福祉有償運送を実施しているということですが、深谷市では移送

サービスなどはやられていないのでしょうか。

事業者 深谷市には本部がありますが、そちらでは主に高齢者の方を対象に事業を行っております。さいたま市には障害者支援施設があり、福祉有償運送は、その居宅介護事業所において実施しています。

青木委員 生活サポートの指定を受けられて、基本生活サポートの対価の収受の仕方をされるということですが、生活サポート事業以外で15分200円の対価の設定をされていますが、実際、生活サポート以外で適用するケースはありますか。

事業者 ほとんどありません。福祉有償運送のみという方が今のところいらっしゃいません。

青木委員 では、対価として設定はしていますが、提供することはほぼなく、生活サポートの30分450円を基本でやっているということですね。

伊藤委員 生活サポートの範囲で送迎を利用し、お出かけや社会参加をされているかと思いますが、それ以外にはご要望そのものがないということでしょうか。生活サポートの中で収めるぐらいしか利用できないという方が多いということでしょうか。一人暮らしの方の場合、送迎だけではなく他にもやって欲しいことがあり、150時間を使い切ってしまうといったこともあるかと思いますがその辺はいかがでしょうか。

事業者 利用している方は生活サポートを使ったその後に、移動支援を利用しています。生活サポートの時間を上限まで活用し、使いすぎることはないように管理させてもらっております。上限を超えると高額になってしまうため、それはないように、こちらの方でなるべく管理をさせてもらっています。超えてしまう場合には利用者へ確認をしています。

伊藤委員 一人暮らしの方が多いですか。ご家族がいらっしゃいますか。

事業者 成人の方は、大方一人暮らしです。

大野委員 桜区に車いす車2台となっている一方で、緑区にはありませんが、身体障害者の方が3名いらっしゃいます。車いすのご要望はないのでしょうか。

事業者 現状、車に乗るときは、車いすから降りて利用していただいておりますので、車いすのままの状態で移動されたいというご希望は今のところありません。

○社会福祉法人 邑元会 退室

○社会福祉法人 邑元会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ユーフォリア）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ユーフォリア 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

青木委員 運送の対価ですが生活サポートの利用上限を超えてくる旅客の方はいらっ
しゃらないということでしょうか。

事業者 はい。範囲内でやるようにしています。

青木委員 基本的には 150 時間を超えないので、超えた場合の対価の設定は特にして
いないということでしょうか。

事業者 はい。

日吉代理 戸田市にも運送の区域を設けているということで、南部地域の協議会の方
でも多分これから協議をしていくことになると思いますが、さいたま市と
戸田市ではどちらの方が旅客は多いですか。

事業者 当初はさいたま市で活動していましたが、戸田市の方からも強い要望があ
りまして、少しずつお手伝いをしてきたものが今はほとんどが戸田市に移
行したような状態です。毎月数件ほど、さいたま市からも依頼がありますが、
人材不足により要望に応えられていない状況です。募集はしていますが、
最近では応募もありません。できれば少しでも、さいたま市の方もお
手伝いをしたいということで、更新いたしております。

日吉代理 事務所は戸田市ですが、戸田市からさいたま市に移送するときでも車を配
車するような形でしょうか。

事業者 はい。

伊藤委員 昨年度の下半期の輸送実績はないようですが、運転者がいないので、車両
はあるけれどもご希望に添えていないとの事情を伺いました。そういった
方々はさいたま市内の他の団体を紹介するなど、なにか対応策はとってい
ますか。それともお断りをせざるを得ないといった状況ですか。

事業者 直接利用する方よりも、行政からの問い合わせがあります。

伊藤委員 地域包括支援センターということですか。区役所のワーカーさんからですか。

事業者 はい。数は少ないですが、問い合わせはあります。

伊藤委員 ほとんど区役所からということですか。

事業者 はい。ときどき直接利用者の方からも問い合わせありますが、事情を説明してお断りしています。運転者の人材不足について、パートやアルバイトはおりますが、安全の確保等を考えると難しいと思っています。

日吉代理 更新登録申請書を埼玉県に提出していただく際には、役員名簿を提出していただくようお願いします。

事業者 はい。

青木委員 南部地区の協議会は、これからですか。

事業者 はい。来月に予定しています。

○特定非営利活動法人 ユーフォリア 退室

伊藤委員 上高原委員に伺いたいのですが、先ほど役所から依頼がくるという話がありました。あれは障害支援課のことでしょうか。

上高原委員 おそらく、区役所の支援課の窓口ではないかと思われます。直接ケースワーク業務を行っているのが区役所になりますので、区役所の窓口でご相談があり、対応できる業者を探しているということは考えられると思います。

伊藤委員 団体が複数あっても、見つからないで終わっているのか、見つけられているのか、そのあたりはご存じではないですか。

上高原委員 事業者名簿をもとに各事業者にあたってみるということが多いと思います。一度、私たちの方でも対応したことがあります。その時も事業者名簿から順に、ある程度大きいところから声かけをさせていただいた、といったことはありました。

伊藤委員 区役所のワーカーさんがそれをしてくださるということですね。

上高原委員 そういったケースはあると思います。どちらかと言えば支援センターの相

談員を経由して、行政からという場合もあるかもしれません。

伊藤委員 ニーズの量がよくわからなくて質問をさせていただいていますが、ニーズはないのか、あっても対応できないのか、どうなのかと思っています。

雪竹委員 ニーズについては、うちは多いです。そのため断らざるを得ないことも多いです。その場合、他の事業者をあたってみることもありますが断られてしまうことが多いです。

○特定非営利活動法人 ユーフォリアの申請について、全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

以上